



ALLIANCEBERNSTEIN®

2019年11月吉日

ご投資家の皆様

アライアンス・バーンスタイン株式会社

「アライアンス・バーンスタイン・新興国成長株投信」
信託期間延長のお知らせ

拝啓 時下益々ご清栄のこととお喜び申し上げます。
平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、現在ご投資いただいております追加型証券投資信託「アライアンス・バーンスタイン・新興国成長株投信 Aコース（為替ヘッジあり）／Bコース（為替ヘッジなし）／Cコース毎月決算型（為替ヘッジあり）予想分配金提示型／Dコース毎月決算型（為替ヘッジなし）予想分配金提示型」（以下「当ファンド」といいます。）につきまして、信託期間を10年間延長し、信託期間終了日を2024年8月28日から2034年8月28日に変更する予定ですので、お知らせ申し上げます。

今後の投資信託の運用につきましても引き続き万全を期して努力してまいる所存でございます。今後とも弊社ファンドをご愛顧いただきますようお願い申し上げます。

敬具

記

1. 対象ファンド

アライアンス・バーンスタイン・新興国成長株投信 Aコース（為替ヘッジあり）

アライアンス・バーンスタイン・新興国成長株投信 Bコース（為替ヘッジなし）

アライアンス・バーンスタイン・新興国成長株投信 Cコース毎月決算型（為替ヘッジあり）予想分配金提示型

アライアンス・バーンスタイン・新興国成長株投信 Dコース毎月決算型（為替ヘッジなし）予想分配金提示型

2. 投資信託約款の変更日（予定）

2019 年 11 月 28 日

3. 投資信託約款の変更理由および変更内容

変更理由

当ファンドの運用を継続し、投資機会を引き続き提供させていただくことが受益者の皆様に有利であると判断し、信託期間を延長するものです。



ALLIANCEBERNSTEIN®

変更内容

変更前	変更後
(信託の期間) 第 5 条 この信託の期間は、信託契約締結日から平成 36 年 8 月 28 日までとします。ただし、委託者が、信託期間満了前に、信託期間の延長が受益者にとって有利であると認めたときは、受託者と協議のうえ、信託期間を延長することができます。	(信託の期間) 第 5 条 この信託の期間は、信託契約締結日から 2034 年 8 月 28 日までとします。ただし、委託者が、信託期間満了前に、信託期間の延長が受益者にとって有利であると認めたときは、受託者と協議のうえ、信託期間を延長することができます。

以上

アライアンス・バーンスタイン株式会社

金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第303号

加入協会：一般社団法人投資信託協会／一般社団法人日本投資顧問業協会／日本証券業協会
／一般社団法人第二種金融商品取引業協会

<ご留意事項>

当資料は、アライアンス・バーンスタイン株式会社が作成した資料であり、金融商品取引法に基づく開示資料ではありません。また、勧誘を目的に使用することはできません。当資料の内容は作成時点のものであり、将来予告なく変更することがあります。当資料は、信頼できると判断した情報等に基づき作成しておりますが、その正確性、完全性を保証するものではありません。